

**環境先進都市・京都の更なる進化に向けた  
今後のごみ減量施策の在り方について（答申）**

**～「ピーク時からのごみ半減」と  
資源の更なる有効な利用を目指して～**

**（案）**

**平成 26 年      月      日**

**京都市廃棄物減量等推進審議会**

## 目 次

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| はじめに                                                     | 1  |
| 1 背景                                                     | 2  |
| 2 ごみ減量の意義・必要性和取組の方向性                                     |    |
| (1) ごみ減量の意義・必要性                                          | 5  |
| (2) 取組の方向性                                               | 7  |
| 3 条例化すべき施策等                                              |    |
| (1) 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正の必要性                      | 7  |
| (2) 条例改正を含めたごみ減量施策の具体的内容                                 | 8  |
| (3) 2R促進策                                                | 10 |
| (4) 分別促進策(分別ルールの明確化, 徹底, 指導強化)                           | 19 |
| (5) 条例改正に付随して取り組むべき重要施策(食品スーパーにおけるレジ袋有料化の全市展開に向けた取組等の推進) | 21 |
| 4 ごみ減量効果の見込み及び数値目標                                       |    |
| (1) ごみ減量効果の見込み                                           | 22 |
| (2) 数値目標                                                 | 23 |
| おわりに                                                     | 23 |

## 資 料

- 諮問文
- 審議会委員・部会員名簿
- 審議経過
- ごみ減量の現状と課題  
(第1回部会資料の「ごみ減量の現状と課題」を添付)  
※ 第3回部会では添付省略

## はじめに

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会をもたらし、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、天然資源の枯  
5 渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

京都市では、平成22年3月に「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）」（以下「ごみ  
10 半減プラン」という。）を策定され、平成32年度のごみ量を、ピーク時の半分以下となる39万トンまで削減することを目指し、様々なごみ減量の取組を進めて来られ、4割以上削減することができています。

しかし、ここ数年はわずかな減少にとどまっており、目標達成に向け、ごみ減量を加速するための新たな施策の検討が必要となっています。

15

こうした中、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、平成26年2月14日に門川市長から、「ごみ半減プラン」の目標達成に向け、条例化が必要な事項とプランの取組の見直しを検討するため、今後のごみ減量  
施策の在り方について意見を求められました。

20 諮問を受け、本審議会は、「ごみ減量施策検討部会」を設置し、34の業界団体・事業者からの意見聴取の結果も踏まえ、2R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用）及び分別を促進する施策を中心に、精力的に議論を重ねてまいりました。

25 本答申は、審議会での議論の内容をとりまとめたもので、ごみの減量はもとより、資源の消費抑制を含めた有効利用や、ビジネススタイル、暮らし方、ものの使い方など、経済活動やライフスタイルの在り方を強く意識した提言をさせていただきます。

京都市におかれては、本答申の趣旨、内容を十分尊重され、「環境先進都市・  
30 京都」にふさわしい条例の制定と、「ごみ半減プラン」の見直し・改訂に取り組まれることを期待します。

京都市廃棄物減量等推進審議会  
会長 高月 紘

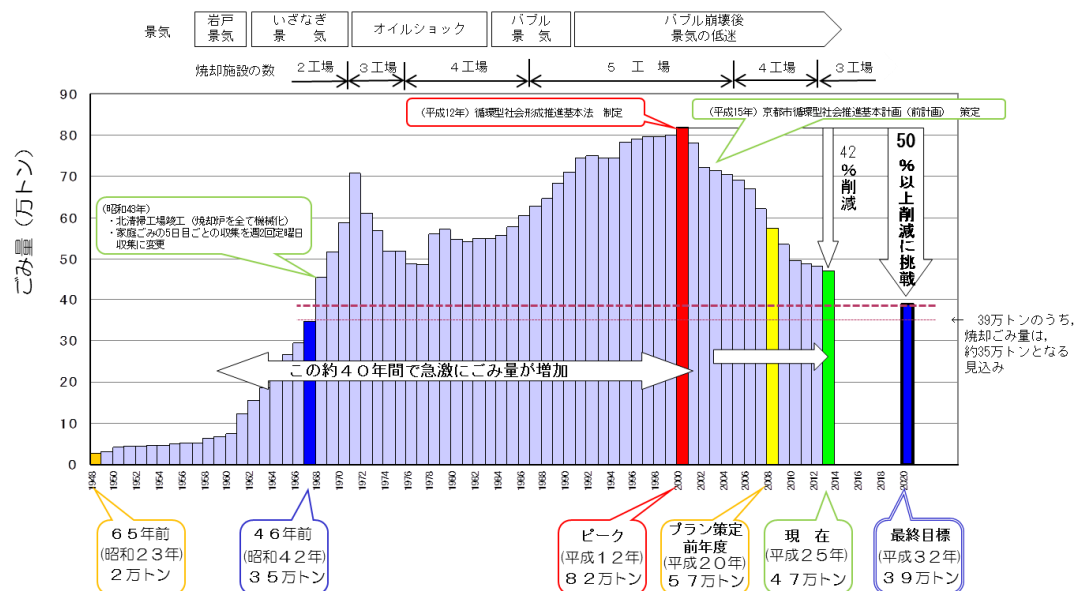
# 1 背景

## (1) ごみ量の推移

京都市のごみ量は、高度経済成長とともに急激に増加し、平成12年度には、82万トンのピークを迎えた。

平成22年3月に策定された「ごみ半減プラン」では、平成32年度のごみ量を、ごみが急増する前の昭和40年代初頭と同等の水準の39万トン（ピーク時の半分以下）まで削減することを目指し、様々なごみ減量の取組を実施し、市民、事業者の御理解と御協力により、4割以上の削減を達成している。

しかし、ここ数年はわずかな減少にとどまっている。



## (2) クリーンセンター（ごみ焼却施設）等の将来見通し

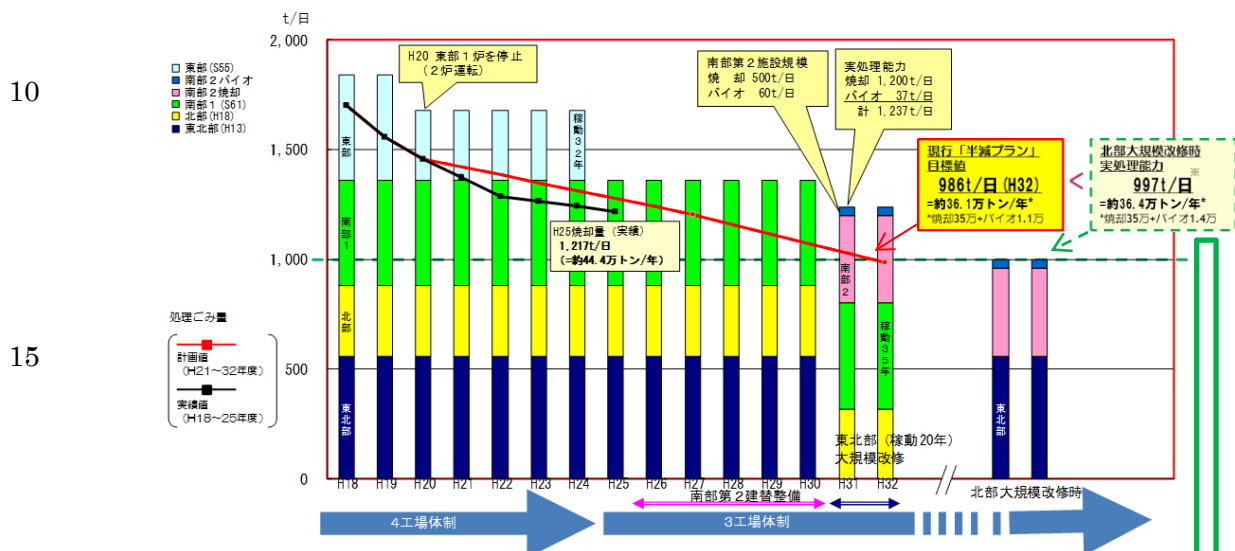
京都市では、資源・エネルギーの有効利用や環境負荷の低減、ごみ処理コストの最小化などを図るため、ごみ減量を積極的に推進してきた。その結果、平成25年3月に東部クリーンセンターを休止し、ピーク時には5工場あったクリーンセンターを、3工場まで削減してきた。

クリーンセンター3工場体制は、京都市にとって、最も効率的で、かつ、必要最小限のごみ処理体制であるが、この体制による適正な処理を確保するためには、適切なメンテナンスが必要であり、点検・大規模改修時には2工場で処理しなければならないことから、今後とも、この体制を確保していく必要がある。

そのため、「ピーク時からのごみ半減」を達成し、焼却するごみ量を、現在（平成25年度）の約45万トンから、約35万トンまで削減する必要があることから、ごみ減量の取組を加速させるための、新たな施策の検討が必要となっている。

- 5 焼却ごみ量の削減は、本市の唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を、できるだけ長く活用していくことにも繋がっていく。

○ 「ごみ半減プラン」における焼却するごみ量（日量）の計画値及び実績値と  
クリーンセンターの実処理能力



※ 北部大規模改修時の実処理能力  
997t/日 について

- 焼却（クリーンセンター）の実処理能力は、機器整備等の休炉期間を考慮すると、施設規模の約80%となる。

(例) 北部大規模改修時の実処理能力（焼却）  
施設規模 1,200※ (t/日) × 0.8 = 960 (t/日)  
※ 東北部：700 t + 南部第2：500 t = 1,200 t

+

- バイオガス化施設の実処理能力は、バイオガス化後の残渣、機器整備等の休炉期間を考慮すると、施設規模の約62%と想定している。

(例) 北部大規模改修時の実処理能力（バイオ）  
施設規模 60 (t/日) × 0.62 = 37 (t/日)

### (3) 資源をめぐる国内外の情勢

国際的な資源価格の高騰、需給ひっ迫、鉱物資源の品位<sup>※1</sup>の低下に見られるように、今後、世界全体で資源制約が強まると予想されている。国連環境計画（UNEP）が設立した持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）<sup>※2</sup>は、全世界的な規模で資源消費が急増していることから、経済活動当たりの資源利用の削減と、資源利用に伴う環境負荷の低減が必要であるとしている。

こうしたことから、平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」においては、我が国における循環型社会の構築に向けた取組は、ごみの減量に加え、天然資源の投入量の一層の抑制とそれに伴う環境負荷の低減、有用金属のリサイクルによる資源確保など、循環の質にも着目した取組を進めるべき段階に入ってきているとされている。

#### ※1 鉱物資源の品位

採掘される鉱石に含まれる金属資源の量であり、通常は質量比で示される。鉱物資源の品位の低下は、生産コストの上昇を招くおそれがあるほか、製錬に必要となるエネルギーや排出される不純物の増加に伴う環境負荷の増加も懸念される。

#### ※2 持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）

地球規模での経済活動の拡大に伴い、天然資源の持続可能な利用の確保が国際社会の大きな課題となっていることから、UNEPが平成19年11月に世界的に著名な科学者及び専門家を集め、設立した。

## 2 ごみ減量の意義・必要性和取組の方向性

ごみ減量を加速させるための新たな施策を検討するに当たり、ごみ減量の意義・必要性和取組の方向性を、以下のとおりとりまとめた。

### 5 (1) ごみ減量の意義・必要性

#### ア 廃棄物処理の経過

1980年代(～昭和)まで、京都市における廃棄物の処理は、公衆衛生の確保に主眼を置き、適正処理を中心に進められてきた。

その後、1990年代(平成～)以降、法の整備も進み※、ごみ減量、循環型社会の構築に向けた取組を強化してきた。

※ 資源有効利用促進法の制定(平成3年)  
廃棄物処理法の改正(減量に関する内容の追加)(平成3年)、  
容器包装リサイクル法(平成7年)、食品リサイクル法(平成12年)などの各種リサイクル法の制定、  
循環型社会形成推進基本法の制定(平成12年)

具体的には、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によりもたらされた、ごみの増加や質の多様化に対応するため、平成5年に条例※<sup>1</sup>を全部改正し、減量に関する内容を加えた「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定し、資源ごみの分別収集や、家庭ごみ有料指定袋制、業者収集ごみ透明袋制、雑がみ分別・リサイクルの徹底※<sup>2</sup>など、ごみ減量の取組を推進してきた。

※1 京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例  
※2 資源ごみの分別収集  
・ 缶・びん・ペットボトル：平成9年10月～  
・ プラスチック製容器包装全市拡大：平成19年10月～  
家庭ごみ有料指定袋制：平成18年10月～  
業者収集ごみ透明袋制：平成22年6月～  
雑がみ分別・リサイクルの徹底：26年6月～

## イ 更なるごみ減量の意義・必要性

平成22年3月には、「ごみ半減プラン」を策定し、平成32年度のごみ量をピーク時（平成12年度）と比べて半分以上の39万トンとする目標を掲げ、積極的にごみ減量の取組を推進してきている。

5        その結果、ピーク時からごみ量が4割以上減少し、ごみ処理コストの大幅な削減※も図ることができたが、ここ数年、ごみ量はわずかな減少にとどまっていることから、現在の取組の延長では目標を達成することはできない。

10        ※ 処理コストの大幅な削減

- クリーンセンター（5箇所⇒平成25年度：3箇所）  
1箇所当たり、建設費400億円、年間運営費10億円の削減
- 家庭ごみ収集車両台数  
（平成18年度：258台⇒平成25年度：188台）  
15        △70台（△27%）
- 家庭ごみ年間収集運搬経費  
（平成18年度：94億円⇒平成25年度：54億円）  
△40億円（△43%）

20        クリーンセンターの3工場体制（点検・大規模改修時は2工場）による適正な処理を確保する必要があることから、ごみ減量を加速化し、「ごみ半減プラン」の目標を達成しなければならない。

25        これにより、資源・エネルギーの消費抑制を含めた有効利用や環境負荷の低減、ごみ処理コストの最小化などを図るとともに、本市唯一の最終処分場をできるだけ長く活用していくことや、行政サービスの充実・強化に繋げ、成長戦略も強力に推進することにより、社会経済活動を停滞させることなく、循環型社会、低炭素社会を構築していく。

30        そのためには、例えば、循環型社会の構築に繋がる技術革新やビジネスの創出などにより、ごみ減量や資源抑制に繋がる生産活動が市場においても優位な状況となるよう取り組んでいくことも必要である。

こうした認識の下、ごみの減量の取組を推進することにより、持続可能な社会を実現し、環境先進都市・京都の更なる進化と京都の都市格の向上にも貢献していく。

## (2) 取組の方向性

ごみの減量を加速させるためには、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）（以下「2R」という。）及び分別の促進に重点を置いた取組を一層推進することが必要である。

- 5        こうしたごみ減量の取組を通じて、「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイルとビジネススタイルを定着させていく。

## 3 条例化すべき施策等

### 10    (1) 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正の必要性

「ピーク時からのごみ半減」は、現在のごみ減量の取組の延長では成し得ないことから、

- 京都の市民力・地域力を生かした、市民、事業者、京都市の共汗による、2Rで、全国をリードする新たな枠組みを構築するとともに、
- 15    ○ 分別を促進する仕組み（分別ルールの特明確化、徹底、指導強化）を創設し、再生利用を推進する必要がある。

そのためには、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下、「条例」という。）を改正して、ごみ減量の意義・必要性を明確化し、市民、事業者等に発信するとともに、2R及び分別の促進を重点事項として条例化

20    していくことが必要である。

#### ア    ごみ減量の意義・必要性の特明確化と発信

新たな条例において、ごみ減量の意義・必要性を明確化し、市民、事業者等に発信していただきたい。

### 25    イ    条例における重点事項

#### ①    2Rの特促進

リサイクル（再生利用）よりも、ごみ減量効果が高く、環境への負荷も少ないリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組の促進に向け、シンボリックなターゲットを明確にした上で、実効性のある

30    具体的施策を規定されたい。

#### ②    分別の特促進

現在の条例における、分別への「協力」を「義務」に引き上げ、ルールを明確化し、徹底するとともに、指導強化のため、義務違反に対する措置も新設されたい。

## (2) 条例改正を含めたごみ減量施策の具体的な内容

ごみ減量を加速させる新たな施策の具体的な内容について、以下のとおり提言する。

5

### ア 条例改正が必要な施策

#### ① 2R促進策（10～18 ページ）

重点化すべき6つの分野（①販売と購入，②食，③ものづくり，ものとの付き合い方，④イベント（祭り，催し等），⑤おもてなし（観光），⑥学生等の単身者による分別）に関し，

- ・ 取り組んでいただく（又は努力していただく）事項，
- ・ 関係事業者への報告義務，
- ・ 市民モニター制度

等を規定

#### ② 分別促進策（分別ルールの明確化，徹底，指導強化） （19～20 ページ）

（1）のイ（7 ページ）で示した2つの重点事項の具体的な内容を上記ページに提案する。

### イ 条例改正に付随して取り組むべき重要施策

#### ① 食品スーパーにおけるレジ袋有料化の全市展開に向けた取組の推進及び食品スーパー以外の業態におけるレジ袋削減の取組の拡大

10

発生抑制の取組の象徴とも言えるレジ袋の削減について，アの「2R促進策」に付随して，レジ袋使用枚数の最も多い食品スーパーにおけるレジ袋有料化をはじめとする取組を推進していただきたい（21 ページにて，レジ袋削減施策の方向性をまとめているので，参照いただきたい。）。

15

### ウ 新たな分別・リサイクル方策

#### 家庭ごみ

- ① 古着のコミュニティ回収での回収拡大
- ② 剪定枝の分別機会の拡大（臨時回収など）
- ③ 小型家電，電池，水銀含有廃棄物（蛍光管等）をはじめとする資源物及び有害・危険ごみの回収の促進

コミュニティ回収や拠点回収等により分別回収を行っているこれらの品目については，「燃やすごみ」に排出されている割合の方が高いこ

とから、既存の回収ルート of 拡大等による回収促進を図られたい。

## 事業ごみ

### ① 持込ごみ（木質ごみ）の民間リサイクル施設への誘導

5 木質ごみは、その約 40%が民間リサイクル施設で有効利用されているが、クリーンセンターへの搬入手数料が民間リサイクル施設と比べて安価である場合があるなどの現状の下、持込ごみ搬入手数料の在り方等、民間リサイクル施設への誘導策を検討されたい。

## エ 啓発・指導・支援

① 地域（地域ごみ減、エコ学区等の団体等）とまち美化事務所・エコまちステーションの連携による、地域や世帯の特性に応じた戦略的でわかりやすい広報・啓発・支援

### ② 中小事業者への 2R・分別指導・支援の強化

10 ごみ減量意識の更なる向上を図るためには、きめ細やかな啓発、支援等が必要であることから、地域との連携による取組や、中小事業者への指導、支援等の取組を推進していただきたい。

## オ 国への政策提言

① ものづくり企業への働きかけや、広域的な実施が必要な施策、食品リサイクル法や容器包装リサイクル法等の各種リサイクル制度の改善など、ごみ減量に効果的と考えられるが、市単独での実施に制約がある施策の推進に関する国への提言

15 市単独での実施に制約がある施策については、その実現に向けて、国に働きかけていくことが必要である。

## カ 引き続き検討すべき事項

### ① 業者収集ごみ搬入手数料の改定の検討

20 業者収集ごみの手数料については、平成 20 年 4 月、平成 23 年 4 月、平成 26 年 4 月の 3 回に分けて段階的に改定してきたところであり、今後講じていく施策によるごみ減量の状況や他都市の手数料の状況等を見極めながら、慎重に検討する必要がある。

## ② 業者収集ごみの有料指定袋制の導入

プラスチック類や紙ごみなどの分別を徹底した後に残るごみの大半が容積の小さい生ごみであるため、有料指定袋制の導入による減量効果は小さいと考えられる。また、制度を導入する場合、指定袋の製造経費など、年間数億円程度の経費が必要となることも課題である。

5

### (3) 2R促進策

「ピーク時からのごみ半減」は、現在のごみ減量の取組の延長では成し得ない。そのため、市民、事業者、京都市の共汗による、2Rで、全国をリードする新たな枠組みを構築していかなければならないことから、その具体的な内容を以下のとおり提言する。

10

#### 基本的な枠組み

##### ○ 基本的責務

2Rを中心とする、ごみ減量に関する市民、事業者、本市の基本的責務を明確化するとともに、子どもたちへの環境教育と市民の環境意識の向上の重要性も踏まえ、環境学習の視点も加える。

15

##### ○ 具体的施策

#### **ア 関係事業者、市民等の具体的な取組(11ページから15ページに詳細)**

2Rの促進について、重点化すべき6つの分野に関して、**29項目**の取組事項を選定し、条例に規定

20

##### ○ 関係事業者等に取り組んでいただく(又は努力していただく)

##### 事項

業態や事業規模に関わらず、すべての関係事業者等に広く実施していただきたい取組を「取り組んでいただく事項」(=**8項目**)、に、その他を「努力していただく事項」(=**21項目**)に選定

25

##### ○ 市民等に努力していただく事項

- ・ 関係事業者等に取り組んでいただく(又は努力していただく)29項目と「対」になる、市民・イベント参加者等の取組を、努力していただく事項として規定
- ・ そのうち、関係事業者等に「取り組んでいただく事項」の8項目と「対」になる市民等の取組については、その実施を促進する啓発等を、市が特に力を入れて推進

30

- イ 関係事業者の取組計画、取組実施状況及びレジ袋辞退率の報告義務  
(16 ページから 17 ページに詳細)
- ウ 消費行動や関係事業者の取組状況に関する市民モニターによる調査  
及びその公表等 (17 ページから 18 ページに詳細)
- エ 2 R 促進を支援するための措置 (18 ページに詳細)

## ア 関係事業者、市民等の具体的な取組

### Ⅰ 重点化すべき 6 つの分野

#### ① 販売と購入

商品と市民との結節点である小売店において、発生抑制の余地のある食料品や容器包装、使い捨て製品などのごみ減量の取組への市民の気づきと意識向上を促す取組が必要。また、購入時に分別回収への意識付けを行うことも有効。

なお、容器包装は家庭ごみに占める重量比は 2 割であるが、容積比は燃やすごみ中の 5 割、資源ごみを含めた家庭ごみ中では 6 割をも占めている。また、軽量化や薄肉化により収集重量は減少しているが、排出個数は必ずしも減少していない。

【関係主体】販売：小売業者、購入：市民等

#### ② 食

家庭から最も多く排出される生ごみは、家庭ごみの 4 割、8 万トンであり、そのうち食品ロス（食べ残し、手付かず食品）の量は、発生抑制可能なごみの中で最も多い年間 3 万トン。食料品を提供する小売業者、食事を提供する飲食業者等が排出する事業系の食品ロス（家庭と同じ年間 3 万トン）の削減のためにも、これらの事業者や市民による、食品ロス削減に向けた一層の取組が必要。

【関係主体】食の提供：小売業者、飲食業者、食べる：市民等

#### ③ ものづくりと、ものとの付き合い方（使い捨て製品や容器包装など）

使い捨て製品の象徴とも言える乾電池（充電電池への転換）、省エネの観点や水銀条約の採択を踏まえた取組が必要な蛍光灯（LED 化の推進）等の水銀含有製品、更には容器包装など、製造段階から発生抑制

と資源回収を意識した取組の推進が必要。

また、ものとの付き合い方については、製品を購入・使用する際に2Rを、廃棄時には分別を意識する必要がある。市民のみならず、事業者も、例えば発生抑制の観点で、ITの活用によるペーパーレス化をはじめとするごみ減量の取組を推進することも必要。

**【関係主体】ものづくり：家電、容器包装等製造業者、  
ものとの付き合い：市民、事業者等**

#### ④ イベント（祭り、催し等）

京都マラソンや学生祭典、さらには祇園祭から地蔵盆まで、年間1万件を超えるイベント、祭り等が催され、多くの使い捨ての容器包装等が使用、廃棄されていることに加え、適正に分別されていないものも相当あることから、関係者の意識向上が必要。

**【関係主体】催す：イベント主催者、楽しむ：イベント参加者**

#### ⑤ おもてなし（観光）

国際観光都市・京都ならではの課題でもある、観光に関連したごみの削減に向けては、宿泊施設における食事やアメニティの提供、土産物における過剰包装の削減などの改善の余地がある。今後の観光客の増加も見据え、環境先進都市として、市域内のごみを減らすことにとどまらず、市外の方へのごみ減量の取組の発信も意識し、関係者による環境配慮型のおもてなしを推進する取組が必要。

**【関係主体】もてなす：観光産業関連事業者（ホテル・旅館業者、土産物製造・小売業者）、もてなしを受ける：観光客**

#### ⑥ 学生等の単身者による分別

この項目は2Rではないが、ごみ減量・分別意識が低い（認知度が低い）学生等の単身者に対し、関係者の協力を得ながらアプローチしていくことは重要な課題であることから、2Rとともに重点化が必要。

**【関係主体】啓発・指導：大学（大学生協含む。）、集合住宅管理者、  
ごみの減量・分別：学生等の単身者**

※ **業種について**：上記の6つの分野に記載した関係主体の業種については、事業の一部で上記業種に属する事業を行う者も含む（以下同じ）。

例・・・小売：飲食（ファストフード、カフェ等），ホテル等 ，  
飲食：ホテル，旅館，大学生協等 ， イベント：大学等

## II 関係事業者，市民等の具体的な取組の内容

- 5
- ・ 2Rの促進に関して重点化する下表の①～⑥の取組分野ごとに，重要な取組を抽出した上で，関係事業者等に「取り組んでいただく事項」（＝8項目），「努力していただく事項」（＝21項目），合計29項目を条例で規定。
- 10
- ・ 併せて，関係事業者等の29項目と「対」になる，市民・イベント参加者・観光客等の取組を「努力していただく事項」として条例で規定。
  - ・ なお，取組の実施に当たっては，市が関係事業者等に，ごみ減量に関する啓発媒体等を提供することに加え，事業活動の支障にならないよう，十分な配慮が必要。

### 15 ○ 関係事業者等に「取り組んでいただく事項」（8項目）

| 取組分野                      | 業種 | 番号 | 取組項目<br>(上段:事業者等の取組,<br>下段:「対」になる市民等の取組)                                                       |
|---------------------------|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①販売と購入<br>※「②食」の<br>観点も含む | 小売 | 1  | ごみの少ないお買い物・資源物の回収を消費者に促進する店舗でのPR<br>ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出                                 |
|                           |    | 2  | レジ袋が必要かどうかを確認する声掛けなどのPR及び市の方針で確認を促していることを案内する表示の精算場所周辺への掲示<br>マイバッグ(買い物袋)の持参，レジ袋の使用辞退          |
|                           |    | 3  | 食べ残さない食事を促進する客へのPR(小盛りメニューの紹介，本市作成のPR媒体の配架，掲示等)<br>食べ残さない食事の実践                                 |
| ②食                        | 飲食 |    |                                                                                                |
| ③ものづくり                    | 製造 | 4  | 環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力(乾電池から充電池へ，蛍光管からLEDへ など)<br>乾電池から充電池，蛍光管からLEDへの転換など環境にやさしい製品の利用 |
|                           |    |    |                                                                                                |

| 取組分野         | 業種          | 番号 | 取組項目<br>(上段:事業者等の取組,<br>下段:「対」になる市民等の取組)            |
|--------------|-------------|----|-----------------------------------------------------|
| ④イベント        | イベント<br>主催者 | 5  | イベントにおける資源ごみの分別回収                                   |
|              |             |    | イベントにおける資源ごみの分別排出                                   |
| ⑤観光          | ホテル・<br>旅館  | 6  | 宿泊者への資源ごみの分別排出環境の提供又は分別排出方法の案内(宿泊者ではなく、従業員が分けることも可) |
|              |             |    | 宿泊施設における資源ごみの分別排出                                   |
| ⑥学生等単身者による分別 | 大学          | 7  | 学生への減量方法・分別ルールの周知・指導                                |
|              |             |    | ごみ減量の取組及び分別排出の実施                                    |
|              | 集合住宅<br>管理者 | 8  | 居住者への減量方法・分別ルールの周知・指導                               |
|              |             |    | ごみ減量の取組及び分別排出の実施                                    |

○ 関係事業者等に「努力していただく事項」(21 項目)

| 取組分野                      | 業種 | 番号 | 取組項目                                                                       |
|---------------------------|----|----|----------------------------------------------------------------------------|
| ①販売と購入<br>※「②食」の<br>観点も含む | 小売 | 1  | 量り売りや簡易包装, 省容器包装販売の推進                                                      |
|                           |    | 2  | 容器包装の少ない商品のPR(商品棚への表示など)                                                   |
|                           |    | 3  | レジ袋削減効果の高い, レジ袋有料化又はポイント還元(キャッシュバックも含む)の実施                                 |
|                           |    | 4  | カフェ, コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け(声掛けの代わりに案内の掲示でも可) |
|                           |    | 5  | 持ち帰り弁当等の購入時に, 割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け                             |
|                           |    | 6  | 食料品の見切り販売(賞味期限の近い商品の値引き等)の実施                                               |

| 取組分野                      | 業種               | 番号 | 取組項目                                                   |
|---------------------------|------------------|----|--------------------------------------------------------|
| ①販売と購入<br>※「②食」の<br>観点も含む | 小売               | 7  | 食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明                |
|                           |                  | 8  | 店頭回収の実施(容器包装, 家電, 電池, 蛍光灯等)                            |
| ②食                        | 飲食               | 9  | 食べ残し持帰り希望者への対応(ドギーバッグ等)                                |
|                           |                  | 10 | ウェットティッシュ, ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制                        |
|                           |                  | 11 | 使い捨て容器(食器)の使用抑制                                        |
| ③ものづくり                    | 製造               | 12 | 自治体の分別収集や拠点回収への排出を促すPR(電池, 蛍光灯, 家電等へのラベリング など)         |
|                           |                  | 13 | 製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR(包装への印字等)                           |
| ④イベント                     | イベント<br>主催者      | 14 | イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け(事前告知等)                           |
|                           |                  | 15 | イベントにおけるリユース食器の使用                                      |
| ⑤観光                       | ホテル・<br>旅館       | 16 | 宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制                                |
|                           | 土産物<br>製造・<br>小売 | 17 | 同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給【製造業者】                          |
|                           |                  | 18 | 自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR【小売業者】                       |
|                           |                  | 19 | 他都市での物産展における簡易包装のPR(京都のごみ減量のPR)                        |
| ⑥学生等単身<br>者による分別          | 大学               | 20 | 大学における資源ごみの拠点回収の実施                                     |
| 事業者全般                     |                  | 21 | 事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏紙使用等による紙ごみを中心とする2R(発生抑制・再使用)の推進 |

### III 関係事業者の取組計画及び実績に関する報告義務

一定規模以上の関係事業者に、年度ごとに1回、以下の報告を義務付け、ごみ減量の取組の「見える化※」を図ることによって、関係事業者による主体的な取組の促進に繋げていく。

- ① 当該年度の取組計画
- ② 前年度の取組実績
- ③ 前年度のレジ袋辞退率の実績（小売業を行う事業者のみ）

※ 関係事業者の取組の「見える化」について

地域の店舗における取組やレジ袋辞退率を公表し、地域での啓発に活用することも可能

報告義務の対象者については、できる限り広くカバーしていくことを念頭に置きつつ、関係法令等のこれまでの報告制度を参考に、事業者等にとって過度な負担とならないよう検討したので、以下のとおり提言する。

#### ■ 小売業者

- ・ 店舗面積が400㎡以上の小売店舗※<sup>1</sup>
- ・ 市内のチェーン店の店舗面積の合計が3,000㎡以上の事業者※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 京都市では、大規模小売店舗立地法（店舗面積1,000㎡以上の小売店への規制）に加え、中規模小売店舗設置指導要綱を設け、店舗面積が400㎡以上の小売店舗に、設置時の届出（建物概要、運営方法等）等を求めている。

※<sup>2</sup> 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、市内のチェーン店の延床面積が3,000㎡以上の食品関連事業者に廃棄物の排出量等の報告を求めている。

\* 面積ベースのカバー率（試算結果）：81%

#### ■ 飲食業者、ホテル・旅館業者

- ・ 建物の延床面積が一定規模（400～1,000㎡の範囲で検討）以上の事業所※<sup>1</sup>

- ・ 市内のチェーン店の店舗面積の合計が3,000㎡以上の事業者※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、延床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に廃棄物の排出量等の報告を求めている。

※<sup>2</sup> 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、市内のチェーン店の延床面積が3,000㎡以上の食品関連事業者に廃棄物の排出量等の報告を求めている。

## ■ イベント主催者

- ・ 期間が限定的であり，規模や種類も多種多様であることから，市民モニター制度で対応し，報告義務の対象としない。

5

## ■ 大学，集合住宅管理者

- ・ 大学は，すべて対象とする。集合住宅は，推定 1.2 万棟と件数が多いことから，届出とすることや，一定規模以上に絞り込むことなどを検討

10

## ■ 製造業者

- ・ 市内外への供給が混在するため対象にしない。なお，自主的に報告する事業者については，優良事業者として紹介する。

15

# Ⅳ 消費行動や関係事業者の取組状況に関する市民モニターによる調査及びその公表等

## ■ 市民モニター制度

### ○ 概 要

20

ア 市が市民モニターを委嘱し，関係事業者等に「取り組んでいただく事項」（又は「努めていただく事項」）について，対象業種のうち，市民が利用する機会が多いと考えられる以下の対象事業者等の取組状況を調査し，市に報告する。

① 小売店 ② 飲食店 ③ イベント

25

イ 市民モニター自身の消費行動について，自己診断を行い，市に報告する。

### ○ 目 的

ア 優良事例の発掘

イ 報告義務の対象となっていない事業者等の取組状況の確認

30

ウ 市民モニター制度の実施を通じた，地域における 2 R を中心としたごみ減量活動の気運の醸成

### ○ 留意すべき事項

- ・ モニター結果が客観的な評価となるよう，評価手法の検討や市民モニターの研修などが必要である。

## ■ 報告義務対象事業者からの報告内容及びモニター結果の市による公表

### ○ 概要

- 対象事業者から報告を受けた事業者ごとの取組状況，レジ袋辞退率を公表するとともに，地域別の状況のとりまとめ・公表も行う。
- モニター結果を受け，優良事例の公表，地域ごとの取組状況のとりまとめ・公表を行う。

### ○ 留意すべき事項

- 事業者ごとの取組状況の公表については，事業活動への影響を十分に考慮した上で行う必要がある。

## ■ 関係事業者等の指導等

- 報告内容や市民モニター結果等を基に，取組や報告が十分でない関係事業者等に対して指導を行う。
- 指導しても改善されない場合の措置として，改善勧告，それでも従わない場合の勧告内容の公表を規定する。

## V 条例を推進するための支援措置

以下に示すような支援措置を検討いただきたい。そのほかにも，関係事業者からの意見も参考にされたい。

- 優良事例のPR，先進事業者の表彰
- 店頭回収への支援（小型家電や電池などの小さな資源物を中心に支援）
- ごみ減量に配慮したものづくりへの支援（認定，認定商品の広報等）

#### (4) 分別促進策(分別ルールの特明確化、徹底、指導強化)

家庭ごみにあつては、プラスチック製容器包装や雑がみなどの分別実施率が低く(プラスチック製容器包装：36%)、事業ごみにあつても、資源化可能な紙ごみや、産廃の資源物である缶・びん・ペットボトルやプラスチック類のクリーンセンターへの排出量が多い(資源化可能な紙ごみ：約3.6万トン、産廃の資源物：約3.2万トン)。

そのため、再生利用をより一層推進するための取組として、市民及び排出事業者の、分別を促進する仕組み(①分別ルールを特明確化し、②ルールを徹底した上で、③市による指導を強化)を創設されたい。

##### ア 分別ルールを条例において特明確化(義務化)

現在の分別への「協力」を「義務」に引き上げ、ルールを特明確化

##### イ 分別ルールを徹底

市民及び排出事業者等への分別ルールに関する周知・啓発を徹底

##### ウ 市による指導を強化

##### 家庭ごみ

- ・ 分別ルール違反の「燃やすごみ」にシールを貼付し、残置
- ・ 常習地域や改善が見られない地域等で、分別ルール違反ごみの指導徹底
- ・ それでも改善が見られない場合は、「燃やすごみ」の開封調査を実施し、分別ルールを守らない排出者を指導

##### 事業ごみ

- ・ クリーンセンターでの搬入物検査を強化、指導を徹底
- ・ 分別ルールを守らない排出事業者等を指導

## エ 分別義務の対象となる資源物

### 家庭ごみ

- 5      ・ 定期収集を行っている「缶・びん・ペットボトル」,「プラスチック製容器包装」,「小型金属・スプレー缶」
- ・ 平成26年6月に分別の仕組みを構築した「資源化可能な紙ごみ(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ)」

### 事業ごみ

- 10     ・ 産廃の資源物である「缶・びん・ペットボトル」,「プラスチック類」
- ・ 「資源化可能な紙ごみ」(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ)
- ・ ただし,事業ごみに関して,新聞・雑誌・ダンボールと比べて分別実施率が低い「雑がみ」については,より丁寧,かつ,徹底した周知が必要であるため,他の品目の実施時期から半年程度の猶予期間を設けた上
- 15     で実施する必要がある。

## オ 罰則について(義務違反への措置)

過料を設けている都市もあるが,資源ごみ等の「持ち去り禁止」と同様に,指導強化のために必要最小限の規定を整備すべきとの考えから,罰則を設けずに指導を徹底すべきであり,以下の措置を講じられたい。

■ 指導 ⇒ 改善勧告 ⇒ (事業者のみ,勧告内容の公表) ⇒ 命令

## カ 留意すべき事項

### ○ 分別指導

- 25      分別指導に当たっては,その内容にバラつきがないようにすることが必要である。

### ○ 燃やすごみの開封調査

- 30      開封調査については,繰り返しの啓発,指導によっても改善が見られない場合における最終的な手段として実施するものとし,分別ルール違反者を指導するために,必要最小限の範囲で実施することを大原則とする。

また,プライバシーに配慮し,市が責任を持って実施することが必要である。

## (5) 条例改正に付随して取り組むべき重要施策（食品スーパーにおけるレジ袋有料化の全市展開に向けた取組等の推進）

### ■ 家庭から排出されるレジ袋枚数の業態別の分布から見た施策の方向性

5

① 50%以上が5リットル以下のサイズの小さなレジ袋である（表中の黄色部）。

（補足）・ 小さなレジ袋を提供する機会をゴミ減量の啓発機会と捉え、レジでの声掛けなどの啓発を徹底していくことが重要

・ 食品スーパーとコンビニエンスストアが目目されることが多いが、その他の業態や店舗表示名のない袋の割合も少なくないことから、すべての小売店舗に広く取り組んでいただく必要がある（表中の 割体 部）。

② 食品スーパーの割合が最も高い（合計：20%以上 ⇒ 表中の 部）。（白地（店舗名表示なし）を除く）。

|                    | 小型手提げ袋（40cm角以下） |        |        | 大型手提げ袋（40cm角超） | 合 計     |
|--------------------|-----------------|--------|--------|----------------|---------|
|                    | 5ℓ以下            | 5ℓ超    | 小 計    |                |         |
| 百貨店                | 1.09%           | 1.80%  | 2.89%  | 0.05%          | 2.94%   |
| 食品スーパー             | 8.57%           | 13.54% | 22.11% | 0.16%          | 22.27%  |
| コンビニエンスストア         | 11.35%          | 1.32%  | 12.67% | 0.00%          | 12.67%  |
| パン、菓子等その他の食料品店     | 5.19%           | 4.06%  | 9.25%  | 0.14%          | 9.39%   |
| 本、レコード等日用品店        | 3.26%           | 5.11%  | 8.37%  | 0.75%          | 9.12%   |
| ホームセンター、家電・家具量販店   | 0.75%           | 0.99%  | 1.75%  | 0.18%          | 1.93%   |
| ドラッグストア、100円均一ショップ | 2.23%           | 2.97%  | 5.20%  | 0.00%          | 5.20%   |
| 業態不明（店舗名表示あり）      | 2.31%           | 2.84%  | 5.15%  | 0.16%          | 5.31%   |
| 白地（店舗名表示なし）        | 17.62%          | 13.07% | 30.69% | 0.48%          | 31.17%  |
| 合 計                | 52.37%          | 45.70% | 98.08% | 1.92%          | 100.00% |

【出典】平成24年度 家庭ごみ細組成調査（京都市）（総調査枚数：14,191枚） ※ 割体 は排出枚数の割合が5%以上

10

#### 【方向性】

15

① 2R促進策（条例改正）において、レジでの声掛けなどのPRを「取り組んでいただく事項」とする。

② レジ袋使用枚数の最も多い食品スーパーについては、「協定」によるレジ袋有料化市内全店実施を目指す。加えて、コンビニエンスストアをはじめとした食品スーパー以外の業態についても、有料化等のレジ袋削減の取組がより一層拡大するよう、市による働きかけを強化していただきたい。

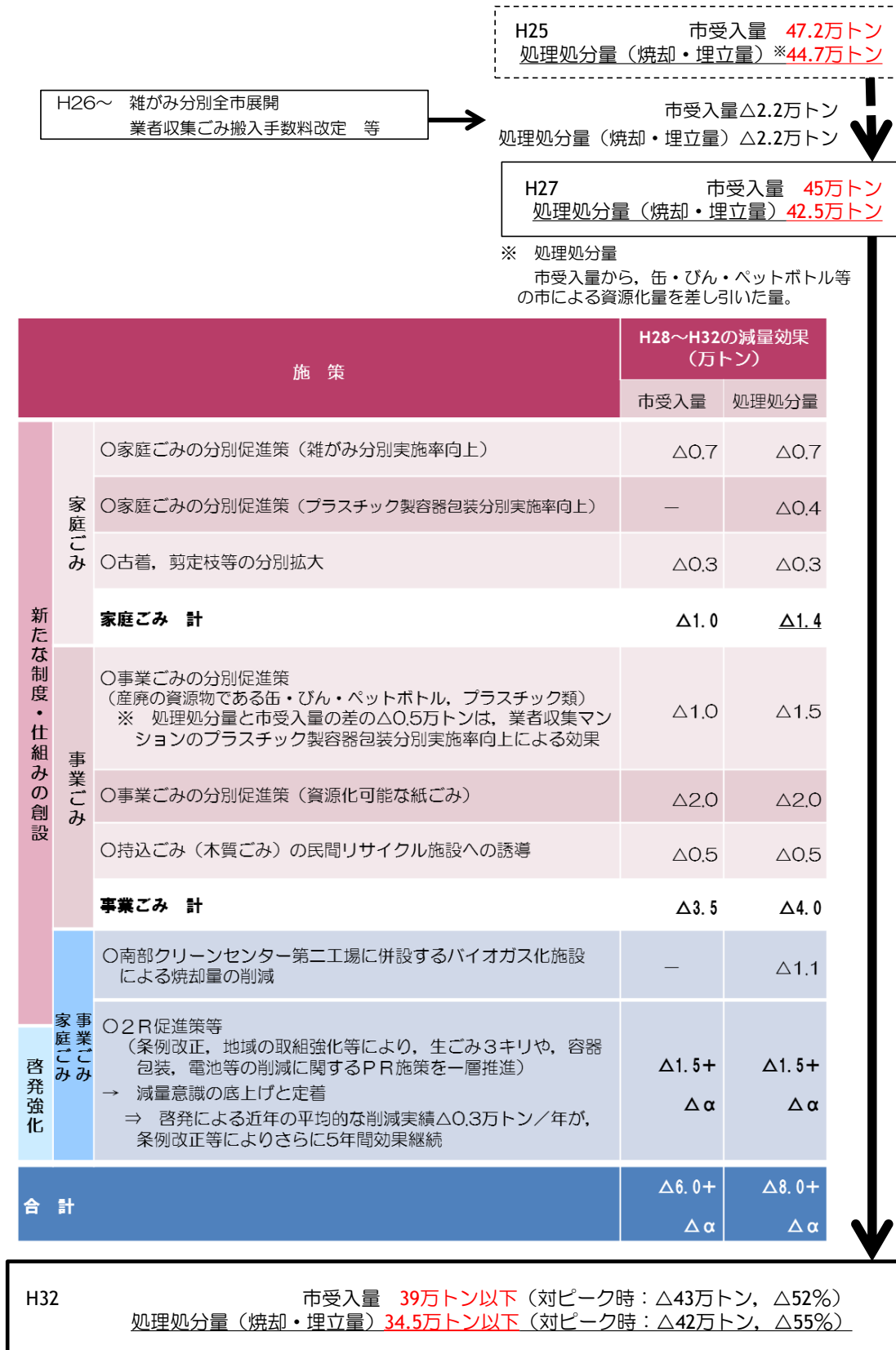
20

## 4 ごみ減量効果の見込み及び数値目標

### (1) ごみ減量効果の見込み

主要施策によるごみ減量見込みを示すので、「ごみ半減プラン」改訂版において、下表を目安にごみ量を設定されたい。

5



## (2) 数値目標

新たに実施すべき施策を踏まえ、現在の主たる目標である「ごみの市受入量」等に加えて、新たに数値目標を掲げるべき主な項目を以下のとおり提案するので、新たな「ごみ半減プラン」に盛り込んでいただきたい。

### 5 ア 家庭ごみ及び事業ごみに関する目標

- ・ ごみの市受入量
- ・ ごみ焼却量
- ・ 食品ロス排出量（手つかず食品を含めた食べ残しの量）
- ・ 紙ごみ排出量

### 10 イ 家庭ごみに関する目標

- ・ 燃やすごみ排出量（年間排出量に加え、1世帯当たりのごみ袋使用枚数・容量も別途設定）
- ・ プラスチック製容器包装の分別実施率
- ・ レジ袋排出量
- 15 ・ 小型家電回収量
- ・ 電池の排出量・回収率（乾電池、充電池のそれぞれについて）
- ・ 蛍光管の排出量・回収率

### ウ 事業ごみに関する目標

- ・ クリーンセンターへのごみ搬入量
- 20 ・ 木質ごみ排出量

## 5 おわりに

本審議会は、京都市長からの諮問に基づき、条例化すべき施策等の具体的な内容を中心に、以上のとおり提言をとりまとめた。

25 本答申が、本審議会の意見に加え、34の業界団体・事業者の意見も踏まえてとりまとめられたものであることを重く受け止め、本答申に示された内容を十分に尊重した上で、条例改正及び「ごみ半減プラン」見直し・改訂に早期に取り組まれない。

30 なお、今回の施策の中心を成す条例については、市民生活及び事業活動への影響が極めて大きいことから、制定から施行までに一定の周知期間を設けていただくことをお願いするとともに、全国に誇れる、発信力ある条例となるよう、市民に分かりやすい条例の愛称の募集を検討されるよう申し添える。

## 資 料

- 諮問文
- 5 ○ 審議会委員・部会員名簿
- 審議経過
- ごみ減量の現状と課題  
(第1回部会資料の「ごみ減量の現状と課題」を添付)  
※ 第3回部会では添付省略